

非上場株式等(贈与税)納税猶予打切り事由チェックリスト(特例措置用)平成30年4月制定

経営承継期間(贈与申告期限の翌日から5年を経過する日まで)内での制限事項

チェック	チェックの内容	メモ
	①特例後継者が 代表権を有しないこと となった場合	
	②特例後継者とその特別の関係を有する者の議決権数が 総議決権数の50%以下 となった場合	
	③特別の関係を有する者のうちいずれかの者が、 特例後継者の議決権数を超えること となった場合	
	④認定贈与承継会社が 資産保有型会社 又は 資産運用型会社 に該当することとなった場合	
	⑤認定贈与承継会社の事業年度における 総収入金額がゼロ になった場合	
	⑥認定贈与承継会社又は認定贈与承継会社の特別子会社が 風俗営業会社 に該当することとなった場合	
	⑦認定贈与承継会社の株式が 非上場株式 に該当しなくなった場合	
	⑧継続届出書が 届出期限(8月15日)までに、所轄税務署長に提出されない 場合	
	⑨贈与をした 先代経営者が代表者に復帰した 場合(5年経過後はOK)	
	⑩特例の適用を受けることを やめる旨の届出書を税務署長に提出した 場合	
	⑪特例後継者が特例の適用を受けている株式等の 一部の譲渡又は贈与 をした場合	
	⑫特例後継者が特例の適用を受けている株式等の 全部の譲渡又は贈与 をした場合	
	⑬認定贈与承継会社が分割会社となる 会社分割 をし、吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする 剰余金配当 があった場合	
	⑭認定贈与承継会社が 解散等 をした場合	
	⑮認定贈与承継会社が 資本金の減少 又は 資本準備金の減少 をした場合	
	⑯認定贈与承継会社が 適格合併以外の合併で消滅した 場合	
	⑰認定贈与承継会社が適格株式交換以外の 株式交換 により、 他の会社の完全子会社 となった場合	
	⑱特例後継者 以外の者が拒否権株式を有すること となった場合	
	⑲認定贈与承継会社が納税猶予適用株式の全部又は一部を 議決権制限株式に種類変更 した場合	



経営承継期間後(5年経過後)の制限(全額の打切り事由チェック)

チェック	チェックの内容	メモ
	①特例後継者が特例の適用を受けている株式等の 全部の譲渡又は贈与 をした場合	
	②認定贈与承継会社が 解散等 をした場合	
	③認定贈与承継会社が 資産保有型会社 又は 資産運用型会社 に該当することとなった場合	
	④認定贈与承継会社が 資本金の減少 又は 資本準備金の減少 をした場合	
	⑤特例の適用を受けることを やめる旨の届出書を税務署長に提出した 場合	
	⑥継続届出書が 届出期限までに、所轄税務署長に提出されない 場合	



経営承継期間後（5年経過後）の制限（一部の打切り事由チェック）

チェック	チェックの内容	メモ
	①特例後継者が特例の適用を受けている株式等の一部の譲渡又は贈与をした場合	
	②認定贈与承継会社が合併により消滅した場合における吸収合併会社の株式等の交付があった場合における交付株式に対応する猶予税額等を除く猶予贈与税額	
	③認定贈与承継会社が株式交換により、他の会社の完全子会社となった場合における交付を受けた他の会社の株式に対応する猶予税額等を除く猶予贈与税額	
	④認定贈与承継会社が分割会社となる会社分割をし、吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金配当があった場合に配当された吸収分割承継会社の株式の価格に対応する部分の猶予贈与税額	